

秋田県条例第二十八号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第三条第一項中「百分の四」の下に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第一項第一号に該当すると教育委員会が認める教育職員（校長、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。））にあつては、人事委員会規則で定める割合）」を加える。

第七条第二項各号を次のように改める。

- 一 前項第一号（一）に掲げる業務 三千二百円（被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）
- 二 前項第一号（二）及び（三）に掲げる業務 三千円
- 三 前項第二号及び第三号に掲げる業務 千七百円
- 四 前項第四号に掲げる業務 千二百円（人事委員会規則で定める時間を超えて当該業務に従事した場合にあつては、千五百円）
- 五 前項第五号に掲げる業務 九百円

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県条例第二十九号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「百分の三十五」を「百分の三十」に改める。

附 則

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十号

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び第十六条の二第一項」を、「第十六条の二第一項又は第十七条」に改め、「授与」の下に「の申請」を加え、同条第二号中「授与」の下に「の申請」を加え、同条第三号中「第五条第五項」の下に「又は第十七条」を、「授与」の下に「の申請」を加え、同条第六号中「再交付」の下に「の申請」を加え、同条第七号とし、同条第五号中「書換え」の下に「の申請」を加え、同条を同条第六号とし、同条第四号中「教育職員検定」の下に「の申請」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 法第五条の二第三項の規定による免許状への新教育領域の追加の定め申請

(一) 普通免許状に係るもの

一件につき 三千三百円

(二) 臨時免許状に係るもの

一件につき 千七百円

第三条中「事務を処理した」を「申請があった」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十一号

秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校授業料等徴収条例（昭和二十四年秋田県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号(一)中「九、六〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同号(二)中「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同号(三)中「九、六〇〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同条第四号中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同条第五号中「一、六八〇円」を「一、七五〇円」に改める。

第三条中「(七月、十二月及び三月分については、一日から十七日まで)」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十二号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十七年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号(一)中「三、八九二人」を「三、八〇三人」に改め、同号(二)中「二九〇人」を「二八四人」に改め、同号(四)中「二九八八人」を「二八九九人」に改め、同条第二号(一)中「二、三二四人」を「二、三二六人」に改め、同号(二)中「一三三八人」を「一三九人」に改め、同号(四)中「一三四人」を「一三六人」に改め、同条第三号中「八一人」を「七七人」に改める。

第二条第一号(一)中「二、四三〇人」を「二、三六九人」に改め、同号(二)中「一一二人」を「一一一人」に改め、同条第二号(一)中「一二五人」を「一二六人」に改め、同条第三号(一)中「一七人」を「二二人」に改める。

第三条中「県立盲学校及び聾学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条各号を次のように改める。

一 県立盲学校及び聾学校

(一) 校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員

九五入

(二) その他の職員

二二人

二 県立養護学校

(一) 校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員

八三一人

(二) その他の職員

七一人

第四条を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十三号

秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立特殊教育学校設置条例（昭和三十九年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県立特別支援学校設置条例

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育学校」を「特別支援学校（次条において「特別支援学校」に改める。
第二条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

秋田県立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十四号

秋田県立博物館条例の一部を改正する条例

秋田県立博物館条例（昭和五十年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に、「使用料」を「、使用料」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定（地方自治法（昭和二十二年法律第六十

七号)第二百三十八条の四の改正規定に限る。)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第三十五号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例(昭和二十九年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第十五号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第三十六号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第一百七号)の一部を次のように改正する。

第十八条を第十九条とし、第十四条から第十七条までを一条ずつ繰り下げる。

第十三条第一項中「(前条第一項に規定する者を除く。)」を削り、同項第三号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項の表運転免許試験手数料の項を次のように改める。

運転免許試験手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千八百五十円
-----------	-----------------------	--	--------

<p>普通自動車免許に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>二千円</p>
<p>特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この条において同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>二千円 二千四百円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千四百円)</p>
<p>小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>二千五十円 千六百五十円</p>
<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合 法第九十七条の二第二項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>二千円 四千五百円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千七百円)</p>